

# 『國學院法政論叢』投稿規程

平成27年4月1日 制定  
平成27年6月3日 改正  
平成29年12月20日 改正

## (目的)

第1条 この規程は、國學院大學（以下「本学」という。）大学院法学研究科が、大学院の使命に基づき年1回発行する『國學院法政論叢』（以下「本誌」という。）への原稿の投稿に関する資格、手続き等を定めることを目的とする。

## (投稿の資格)

第2条 本誌へ投稿することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の常勤若しくは非常勤の教員又は特別研究員
  - (2) 本学大学院博士課程（前期・後期）在籍者及び修了者、後期課程において所定の単位を修得のうえ退学した者又は特別研究生
  - (3) その他紀要編集委員が適当と認めた者
- 2 前項第2号に掲げる者については、指導教員等の推薦を受けた原稿のみを投稿することができる。

## (原稿の種類等)

第3条 本誌に投稿する原稿は、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

- (1) 論説
  - (2) 研究ノート
  - (3) 書評・紹介
  - (4) その他
- 2 本誌に投稿する原稿は、すでに他の雑誌等に発表され、または発表が予定されているものであってはならない。

## (原稿の書式)

第4条 投稿者は、紀要編集委員が別に定める『國學院法政論叢』執筆要領（以下「執筆要領」という。）に従って原稿を作成するものとする。

## (投稿手続き)

第5条 第2条第1項各号に掲げる者は、原稿提出締切日までに、紀要編集委員宛てに、出力原稿及び当該原稿の電子データを各1部提出するものとする。

- 2 投稿者が第2条第1項第2号に掲げる者である場合は、指導教員等による200字程度の推薦書を添付しなければならない。
- 3 その他の投稿手続きについては、執筆要領に従うものとする。

## (原稿の審査、掲載等)

第6条 投稿された原稿は、紀要編集委員が審査し、その掲載の可否を決定する。

- 2 掲載可とされた原稿の掲載順序及び印刷の様式等は、紀要編集委員が決定するものとする。

## (著作権の帰属および使用許諾)

第7条 本誌に投稿された原稿の著作権は、その投稿者に帰属する。

- 2 投稿する原稿に、投稿者以外の者が著作権を有する著作物を使用する場合は、引用の場合を除き、当該著作物を使用することについて、投稿者が著作権者の承諾を得なければならない。

## (國學院大學学術情報リポジトリへの登録)

第8条 紀要に掲載された論文については、國學院大學学術情報リポジトリ運用規程に基づき、登録

される。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、紀要編集委員の提案に基づき、法学研究科委員会の議を経て、法学研究科委員長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月20日から施行する。